

世田谷区住宅条例の 最低住戸専用面積について

世田谷区では、区が取り組む住宅政策への基本的考え方や方向性などについて体系化を行い、その姿勢を明らかにするために「世田谷区住宅条例」(裏面、全文掲載)を制定しています。

第13条で住生活の向上をさらに促進するために、“**最低住戸専用面積の確保**”として、住戸専用面積を“**住生活基本法**”第15条第1項に規定する全国計画に定められた最低居住面積水準に基づく単身者の住戸専用面積としています。

世田谷区においても良好な住宅の建設を進めるために、皆さんに一層のご理解、ご協力をお願いするものです。

本条例による申請や届出等はありません。

また、本条例は、建築基準法第6条記載されている建築基準法関係規定ではありません。

(参照)住生活基本計画(全国計画)令和3年3月19日 別紙4(P.29)



最低住戸専用面積
25㎡以上

適用日 平成19年10月1日

お問合せ先：住宅条例第13条 都市整備政策部居住支援課
住宅条例第13条以外 都市整備政策部住宅課

03-5432-2504
03-5432-2498

